

# 川崎町産後ケア事業のご案内



出産後、「自宅に戻ってから手伝ってくれる人がいない」や「授乳がうまくいかない」「育児が不安」「育児や産後の疲れで体調が良くない」など、不安を抱えるお母さんを産科や助産所などでサポートします。

## （対象となる方）

川崎町に住民票があり、生後12カ月未満の赤ちゃんとそのお母さんで、下記に該当する方

- ①お母さんの体調や育児に不安がある方
- ②ご家族などからの支援が十分に得られない方
- ③お母さん、お子さんともに医療行為の必要がない方

## （サービス内容）

赤ちゃんとお母さんの体調に合わせて、助産師のケアが受けられます。川崎町が委託した医療機関、助産所等において、下記のサービスの内容を受けることができます。

### ケアの内容

母体ケア（乳房ケアなど）、授乳相談、ママの休養・リフレッシュ、  
赤ちゃんのケア（健康状態・体重・栄養などのチェック）、育児相談（もく浴指導など）

| サービス種別            | 利用者自己負担額             |            | 利用期間   |
|-------------------|----------------------|------------|--------|
|                   | 町民税課税世帯              | 生活保護・非課税世帯 |        |
| 産後ショートステイ（宿泊）/3食  | 1泊2日 2,500円          | 無料         | 原則7日以内 |
| 産後デイサービス<br>（日帰り） | 1日利用/1食つき            | 1日 1,500円  |        |
|                   | 3時間未満<br>母乳育児相談/食事なし | 無料         |        |

※料金は、利用施設に直接現金でお支払ください。食事をキャンセルされても料金は変わりません。

## （利用できる施設）

| 施設名        | 住所           | 電話番号          | 利用できるサービス |                     |                  |
|------------|--------------|---------------|-----------|---------------------|------------------|
|            |              |               | ショートステイ   | デイサービス<br>（1日/1食つき） | 母乳育児相談<br>（食事なし） |
| 社会保険田川病院   | 田川市上本町10-18  | 0947-44-0460  | -         | -                   | ●                |
| 田川市立病院     | 田川市大字糶1700-2 | 0947-44-2100  | -         | -                   | ●                |
| 有松病院       | 嘉麻市鴨生824     | 0948-42-1108  | ●         | ●                   | ●                |
| フラウエンハウス加來 | 田川市大字弓削田3071 | 0947-23-1138  | -         | ●                   | ●                |
| 助産院 笑望     | 福智町赤池243-8   | 090-4986-6952 | ●         | ●                   | ●                |

## (利用方法)

### ①利用申し込み

申し込み先：川崎町保健センター（☎0947-72-7083）

月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:00

担当の保健師がお話を伺い、お母さんと一緒に必要なサービスプランを作成します。

また、「川崎町産後ケア事業利用申込書」を記入していただきます。

### ②利用決定

申請に基づき審査した結果、「川崎町産後ケア事業利用承認通知書」を送付します。

なお、施設の状況等により、ご希望に添えないことがあります。

### ③予 約

#### 【母乳育児相談】

- ・お母さんが施設へ直接予約をします。

#### 【デイサービス・ショートステイ】

- ・担当保健師が施設へ予約します。その後、お母さんには担当保健師から予約日等をお伝えします。

予約した後の日にちの変更は、直接施設へ連絡してください。

### ④利 用

利用承認通知書に基づき、予約した施設でサービスを受けることができます。

当日持っていくもの

- ・川崎町産後ケア事業利用依頼書及び産後ケア事業実施結果報告書
- ・健康保険証
- ・母子健康手帳
- ・赤ちゃんのお着替え、オムツ、ミルク等

※詳しくは、利用する施設に事前にご確認ください。

### ⑤支 払 い

利用にかかった自己負担額を各施設に現金で支払ってもらいます。

### ◆注意事項◆

#### ●きょうだい児について

原則、お母さんと赤ちゃんのみの利用です。きょうだい児と一緒に利用する場合は、お母さん以外の大人の付き添い（お父さんやおばあちゃんなど）をお願いします。

#### ●保険診療について

赤ちゃん、お母さんの状態によっては治療や入院が必要になることがあります。  
その場合は、別途料金が発生します。

（お問い合わせ先）

川崎町保健センター

電話番号：0947-72-7083（直通）

0947-72-3000（内線 478・479）